

船橋市中小企業融資制度資金 連帯保証人の納税に係る誓約書

船橋市長あて

私は、下記申込人が船橋市中小企業融資制度資金の申込みをするにあたり、船橋市中小企業融資規則第7条及び船橋市中小企業融資実施要領第3条第3項が規定する連帯保証人の納税要件である、現年度及び過年度について滞納がないことを誓約します。

令和 年 月 日

連帯保証人

住所

氏名

印

記

申込人名（法人名）:

申込資金名（申込資金名を丸で囲んでください。）

小口零細企業・普通事業・設備改善・創業支援・短期運転・特定中小企業者対策・災害復旧 資金

申込金額 : 円

船橋市中小企業融資規則第7条

「融資の申込みをした者は、保証協会又は取扱金融機関が必要があると認めるときは、連帯保証人を付し、又は担保を提供しなければならない。この場合において、連帯保証人は、市区町村税の納税者で滞納がないものでなければならない。」

船橋市中小企業融資規則第10条第1項第2号（申込書の添付書類）

「連帯保証人を有する場合にあっては、当該連帯保証人に係る市区町村税の納付を確認することができる書類」

船橋市中小企業融資実施要領第3条第3項

「規則第7条及び第10条第1項第2号に規定する税目は、市区町村民税及び固定資産税とし、融資申込年度及び前年度の当該税目に滞納がないことを証明する書類を提出しなければならない。」

注意(1) 市区町村税〔市区町村民税及び固定資産税〕は、現年度及び過年度の納税について滞納がないことを確認します。

注意(2) 市税を分納にて納付している場合・・・分納は「納付方法の変更」であるため、本来の納期限を越えて未納となっている市税については滞納とみなします。